

令和3年6月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

各宛て

神戸市会議長 坊 恭 寿

子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と
義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が令和3年3月31日に成立し、小学校の学級編制の標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後は、小学校だけにとどまらず、中学校及び高等学校での35人学級体制の早期実施が必要であり、さらに、きめ細やかな教育をするためには30人学級体制の実現が欠かせません。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、教職員は子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。

一人一人の子供たちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるために、地方自治体は安定的に教職員を配置し、教育環境を整備していく必要がありますが、そのためには、国庫負担に裏付けされた加配の増員や、少数職種の配置増など計画的な教職員の定数改善が欠かせません。

独自に人的措置を講じている地方自治体もありますが、地方自治体間で教育格差が生じることや、厳しい状況にある地方自治体の財政を更に圧迫するといった問題があるため、住む場所にかかわらず一定水準の教育を子供たちに提供することは国によって実現していくべきです。

よって、国におかれては、令和4年度の予算編成において下記の事項に取り組まれるよう、強く要望します。

記

1. 中学校及び高等学校での35人学級体制を早急に実施すること。また、更なる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、加配の増員や、少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。